

新型コロナウイルス感染症の影響により帰国が困難な外国人留学生の在留資格について

【概要】

新型コロナウイルス感染症の影響により帰国が困難な外国人留学生（既卒の元・留学生も含む）が、日本に在留し続けるため資格外活動許可の範囲（週 28 時間以内）で就労が認められる在留資格「特定活動（6 か月）」への変更が認められていましたが、10 月 19 日以降その対象が以下のとおり拡大されました。

■変更前

対象：2020 年以降に大学等を卒業した（元）留学生のみ

■変更後

対象：大学等の卒業時期や卒業の有無を問わない。

つきましては、すでに大学を卒業（修了）された方や、除籍・退学となった方も対象となりますので、現在の在留期限までに入出国在留管理局にて手続きをしてください。

なお、現在在留資格「短期滞在」で在留している外国人が在留資格「特定活動（6 か月）」に変更手続きをした場合、新たに在留カードが交付されます。

<参照>

1. 出入国在留管理庁 ホームページ「外国人の在留申請・生活支援」

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00154.html

2. 出入国在留管理庁 在留資格変更許可申請

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>

また、法務省により新型コロナウイルスの影響で困っている外国人を対象に、外国人在留支援センター（FRESC）（電話相談窓口）が開設されています。

FRESC ヘルプデスク

TEL: 0120-76-2029（フリーダイヤル）

曜日：月曜日から金曜日まで

時間：午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日は開いていません）

対応言語：やさしい日本語、ベトナム語、中国語、英語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ミャンマー語、カンボジア語、モンゴル語（計 14 言語）

<参照> <http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/fresc01>